

## コラム12

## 支援の現場から⑤（民間における犯罪被害者等支援取組例の紹介）

## 1. 公益社団法人いわて被害者支援センター

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から早3年が経とうとしています。

本県は、海岸線近くまで山地が迫り、平地が狭いという地形のため浸水面積は被災3県で最も少なかったのですが、その狭い土地に市街地と漁港が広がっていたため、防潮（波）堤の規模は日本随一であったものの、想定をはるかに上回る規模の津波が押し寄せ、死者4,673人、行方不明1,143人という甚大な被害を受けました。

支援活動員に被害はありませんでしたが、長期にわたり高速道の通行制限やガソリンが入手困難となったため、事務局員や相談電話等に対応する活動員の交通手段の確保に大変、苦労しました。

また、数か月後、やや落ち着きを取り戻してからは、県の補助金のカットや沿岸部を中心とした賛助会員の脱会、寄付金の大幅減少など、もともと財政基盤が弱い当支援センターは、大きなダメージを受けることになりました。

幸い、預納付金からの助成事業により何とか支援業務を行ってきましたが、昨年度から抜本的な改革のための取組を行っております。一つは安定した財政基盤の確保で県補助金及び県警からの賛助会費の増額、募金付き自販機の設置など震災前以上の収入確保を目指しております。

二つ目は支援活動の一層の充実ですが、支援センターの財政再建の協力を求めるためには、何よりもこれまで以上に支援活動の充実を図る必要があることから、電話対応時間の延長や2か所の出張相談所の開設や性暴力ホットラインの設置、県警と連携しての早期援助を積極的に実施することとしております。

また、各企業・団体等に協力を得て推進しておりますCSR活動の定着化を図るほか、地域の理解と協力が不可欠なことから、年3回発行の全戸回覧の県防連機関紙「防犯いわて」並びに毎月若しくは隔月発行の約250か所の交番・駐在所のミニ広報紙へ年3回以上、支援センターの活動を掲載するなど、支援センターからの積極的な情報発信を行うこととしております。

## 2. 東京光が丘ライオンズクラブ

東京光が丘ライオンズクラブは、平成18年から全国被害者支援ネットワークに継続的な寄付を行うとともに、街頭募金活動の支援、新春チャリティコンサートやチャリティゴルフ大会等各種チャリティ開催企画の提案等の犯罪被害者支援活動を行っておられます。

上記活動の推進役を担っておられるのは星野宏一さんです。

星野さんは光が丘ライオンズクラブの会長を務めていた当時、ある殺人事件が発生して加害者への怒りと犯罪被害者・ご遺族に心を痛めていた時期があったそうです。

その時に、同ネットワーク主催の全国フォーラムが開催されたというニュースを見たそうです。

その後、犯罪被害者等基本法が制定され、被害者週間が実施されるなど、被害者等への配慮は進んできたのですが、未だ道は遠いとの思いを強くしたそうです。

そのため、同ネットワークと加盟団体が組織を充実させて広く社会全体に認知され、全国隈なく支援活動が行き渡るようになってほしいとの思いから、各種の支援活動を始めるようになったと述懐しております。

その上で星野さんは、同ネットワークは座して与えられることを待つのではなく積極的に行動しようと呼びかけ、また、全国10万5千のライオンズクラブメンバーを活用すべきであるとアドバイスをしてくれます。

光が丘ライオンズクラブが犯罪被害者支援に大きく貢献している活動のひとつに、地元の少年野球チームに協力を依頼して街頭募金活動を行い、広く社会へ広報し、理解を得るために尽

力していることが挙げられます。

同ネットワークは、加盟センターに協力を呼びかけ、11月25日から12月1日の「犯罪被害者週間」に全国一斉募金活動を行っております。

光が丘ライオンズクラブは、同週間の最終日に会員を動員し、さらに地元少年野球チームにも協力を呼びかけ、例年、東京駅・池袋駅前募金活動を行っています。

毎年8チームくらいの少年野球チームが参加していますが、少年たちが元気に「犯罪被害者支援にご協力をお願いします。」と呼びかけると、多くの方々に共感を与え、犯罪被害者のこと、犯罪被害者支援活動のことを知っていただくことに大きく貢献していただいております。



**【施策番号206】**

イ 警察において、民間被害者支援団体が実施する研修への講師の派遣などの支援に努めているほか、活動支援、相談業務の委託、直接支援業務の委託、被害者支援に関する理解の増進に係る業務の委託及び性犯罪被害者の早期回復に資するための直接支援、相談活動等の業務委託に要する経費を予算措置し、民間被害者支援団体に対する財政的援助の充実に努めている（民間被害者支援団体等に対する活動支援に要する経費（国費）：25年度6百万円、26年度6百

万円）、（民間被害者支援団体に対する直接支援業務の委託に要する経費（国庫補助金）：25年度42百万円、26年度44百万円）、（民間被害者支援団体に対する相談業務の委託に要する経費（国庫補助金）：25年度109百万円、26年度115百万円）、（被害者支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費（国庫補助金）：25年度44百万円、26年度45百万円）（民間被害者支援団体に対する性犯罪被害者支援業務の委託に要する経費（国庫補助金）：25年度48百万円、26年度50百万円）。

**国による民間被害者支援団体に対する財政援助**



提供：警察庁

厚生労働省において、児童虐待防止及び配偶者からの暴力被害者等の支援について、民間団体が実施している啓発活動等に対する支援を行っている。

#### 【施策番号207】

ウ 法務省において、民間団体の活動に関する広報、研修に関する講師派遣や会場の借上げなどの支援を行っている。

国土交通省においても、民間団体の活動に関する広報、研修に関する講師派遣などの支援を行っている。

### (2) 研修カリキュラム・モデル案の内容の充実

#### 【施策番号208】

内閣府において、平成21年3月に作成した「民間被害者支援団体における研修カリキュラム・モデル案」について、今後、犯罪被害者支援団体等における活用状況についての調査を実施し、その内容の充実を図ることとしている。

### (3) 地方公共団体と民間の団体との連携の促進

#### 【施策番号209】

内閣府において、地方公共団体に対し、地方公共団体職員を対象とする研修会などを通じ、把握している犯罪被害者支援団体に関する情報を提供するとともに、自らも犯罪被害者支援団体の実態を把握し連携の強化を図るよう要請している。また、犯罪被害者支援団体が地方公共団体に対して連携を申し出やすいよう、地方公共団体における犯罪被害者等施策担当窓口部局をホームページ (<http://www8.cao.go.jp/hanzai/local/madoguchi/madoguchi.html>) (<http://www8.cao.go.jp/hanzai/local/bukyoku/bukyoku.html>) に掲載している。

### (4) 民間の団体等に関する広報等

#### 【施策番号210】

内閣府において、地方公共団体との共催で

行う「犯罪被害者週間」広報啓発事業（P107コラム13「犯罪被害者週間の実施」参照）などにおける民間被害者支援団体関係者による講演及びパネルディスカッションでの発言、民間被害者支援団体の活動などに関するポスターの展示、政府広報 (<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg8958.html>) などを通じ、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動などについて広報を実施している。

警察庁においては、シンポジウム・フォーラムなどの開催・後援や様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体などが取り組んでいる犯罪被害者支援についての広報啓発活動を行っている（犯罪被害者支援に関する国民の理解と共感の増進に要する経費（国費）：25年度2百万円、26年度2百万円）。

### (5) 特定非営利活動促進法（NPO法）の適切な運用

#### 【施策番号211】

内閣府において、引き続き、累次の改正により拡充されている寄附税制の活用促進や改正特定非営利活動促進法の円滑な施行及び周知に取り組んでいる。平成24年4月の改正法の施行によって、認証・認定事務が地方自治体に一元化され、犯罪被害者等の援助を行う団体などを含む民間非営利団体からの法人格の認証申請や税制上の措置を受けられる認定申請を地方自治体で受け付けることとなった。

また、内閣府において、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人なども含めた、全国の特定非営利活動法人の情報を検索できる「NPO法人ポータルサイト」の管理・運営を行うなど、市民活動に関する情報提供を行っている（内閣府NPOホームページ：<https://www.npo-homepage.go.jp/>）。

## (6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

### 【施策番号212】

警察において、認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークの運営・活動に協力しているほか、同ネットワーク加盟の民間被害者支援団体（平成26年3月現在全国48団体）の運営に関しても、関係機関と連携しつつ、必要な支援や助言を行うとともに、犯罪被害者支援の在り方についての意見交換などを積極的に行っている。

特に、都道府県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体<sup>\*7</sup>として指定された民間被害者支援団体には、犯罪被害者の氏名や犯罪被害の概要などの情報を提供し、連携を強化して、犯罪被害者支援に当たっている。

## (7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導

### 【施策番号213】

民間被害者支援団体のうち、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる団体として、都道府県公安委員会が「犯罪被害者等早期援助団体」（平成26年4月1日現在、45団体）を指定しており、警察においては、犯罪被害者等に対して適正かつ確実な支援を行うために必要となる支援体制や情報管理体制、職員に課される守秘義務などについての情報提供や必要な助言など適切な指導を行っている（P5【相談先整理番号3】参照）。

## 第5節 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

### 1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

#### (1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

### 【施策番号214】

文部科学省において、道徳教育の一層の充実を図るため、全国の小・中学生に対して「心のノート」の配布を再開した。また、教育再生実行会議の第一次提言を踏まえ、「道徳教育の充実に関する懇談会」を設置し、「心のノート」の全面改訂や教員の指導力向上方策、道徳の新たな枠組みによる教科化の具体的な在り方などについて検討いただき、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付けることなどが適当である旨の報告が取りまとめられた。その報告を踏まえ、道徳の教育課程の改善について中央教育審議会に諮問を行った。また、全面改訂された「心のノート」は「私たちの道徳」として平成26年4月より全国の小・中学校において

使用することとなった。本冊子においては、児童生徒が生命の尊さや大切さについて自らの考えを深められるような題材を盛り込むなど、生命を大切に作る心を育成する道徳教育の一層の推進を図っている。また、内閣府が作成している犯罪被害者等に関する啓発教材について、文部科学省ホームページ（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322248.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322248.htm)）においても紹介している。さらに、児童生徒の健全育成を目的とした、小・中・高等学校等における2泊3日以上宿泊体験活動の取組を支援している。

<sup>\*7</sup> 犯罪被害者等早期援助団体とは、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（昭和55年法律第36号）第23条の規定に基づき、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるとして、都道府県公安委員会が指定した非営利法人である。